オンライン留学プログラム約款

第1条 約款の適用

株式会社ECC・ECC海外留学センター(以下当社)はこのオンライン留学プログラム約款により、オンライン留学に関する各種サービス(以下プログラム)を提供します。

第2条 契約の成立時期

当プログラム契約は、申込希望者が当社に対し本約款に基づき受講料金 (レッスン料金)を支払い、当社が入金を確認した時点で成立するものとします。本約款で「申込日」とはこの契約の成立した日をさします。

第3条 拒否事由

- 当社は、申込者から当プログラムの申込があった場合、以下の事由のうち1つまたは複数が認められるときは申込をお断りすることがあります。
- ①申込者の年齢・性別・資格・その他の条件が、当社および受入機関の規定・ 基準を満たしていないとき。ただし受入機関が年齢について別段の規定を 設けている場合は、その条件を満たすことも参加条件になります。
- ②申込者が未成年あるいは学生で、プログラム申込について親権者の同意が ないとき。
- ③受入機関のプログラムやコースが満席あるいは開講されていない等の理由 により入学許可がおりないとき、あるいは申込者が希望するプログラムの 手配を期限までに行うことが困難であると当社が判断するとき。
- ④身体的あるいは精神的疾患を過去あるいは現在お持ちであったり、その他心身の状態から、プログラムへの参加が困難あるいは不適切であると当社が判断したとき。
- ⑤その他当社がプログラムの受付が不適切と判断したとき、または当社の業 務トの都合により申込を受け付けないとき。

第4条 プログラムの範囲

当プログラムは、申込者の希望される海外の学校等への入学、プログラムへの参加等の手続きにあたっての情報提供を行うものです。 受入機関が提供する授業やサービスは各受入機関が企画・運営するものであり、当社が提供するものではありません。当プログラムにおいて、当社は以下のサービスを提供します。

- ①登録手続き:登録や参加のための書類の作成やその送付、費用の送金、入学 許可書などの必要書類の入手などを代行します。
- 注1)当プログラムは、申込者の希望する学校や場所、プログラムへの入学や受入、そこでの課程修了を保証するものではありません。
- 注2)各種の手配に際して、申込者に必要書類の記入や必要書類(証明書や推薦 状など)の準備などをして頂くことがあります。
- ②プログラム開始までの各種の準備やアドバイス・情報提供を行います。
- ③プログラム開催中はメールや電話等でご相談をお受けします。
- 注1)電話の場合コレクトコールではお受けできませんので通話料はご負担下さい。また電話やメール等での相談や連絡は、当社の営業時間内に限り受け付けます。
- 注2)データ通信環境に関しては基本的に申込者が自ら契約インターネットプロバイダー等に相談し手続き等をとることになります。当社は、当社が適切と判断する範囲でサポート・アドバイスをしますが、申込者に代わって通信会社と連絡や交渉、手続をするものではありません。

第5条 費用

- ①プログラムの手続料は特段の記載がない限り無料です。
- ②その他費用(入学金・教材費など)がある場合は明細を別途ご案内いたします。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してご案内しますが、受入機関やその他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあります。その場合当社の指示する方法で差額をお支払い下さい。
- ③現地の授業料などが外貨建ての場合につきましては、お申込日の週の月曜日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行が発表する電信売り相場(TTSレート)に1.05を乗じたレートで円貨に換算し、海外送金手数料(一件につき5,000円)を加えた額をお申込者に請求します。円建てで設定されている場合はその円金額で請求します。
- ④受講に必要な通信手段の確保、通信費用は含まれておりません。

第6条 費用のお支払い

- ①プログラム費用は事前にお送りする請求書に指定された期日までにお支払い下さい。
- ②費用は当社の指定する銀行口座にお振り込み下さい。振込手数料は申込者 の負担となります。
- ③現金でのお支払い、クレジットカードでのお支払いはお受けできませんのでご了承下さい。なお分割払い(教育ローンご利用)の場合は、ローン会社との契約により申込者の銀行口座からの引き落としとなります。
- ④指定された期日までに費用がお支払いされない場合、手続きを中止したり、 登録手続きを取り消すことがあります。

第7条 契約の解除

- ①申込者は、下記の取消料をお支払い頂くことにより契約の全部または一部 を解除することができます。
- ②お支払い済みの費用から、下記の留学手続料の取消料および受入機関から 規定により請求される取消料の合計を差し引いた金額を返金致します。た だし、取消料合計がお支払い済みの費用を超える場合は、その超過額を申 込者に請求致します。

③取消料

- (a)プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって 8 日目にあたる日以前 に解除する場合: 取消料なし(*)
- (b) プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日に解除する場合 : 料金の50%(*)
- (c)プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって 6 日目にあたる日以降 に解除する場合 : 料金の100%(*)
- *ただし受入機関から請求される費用がある場合は別途お支払い頂きます。
- ④解約のお申し出は、取消の旨を記載し署名、捺印(申込者が未成年の場合は、合わせて親権者の方の署名、捺印)した書面を当社に郵送またはご持参下さい。当該書面を当社が受領した時点で取消が成立します。なお取り消しのお申し出は当社の営業時間内(日・祝・年末年始休暇除く、月-土11:00~19:00)にお受けします。
- ⑤取消に伴い当社から申込者に返金する場合は、申込者の指定する日本国内 の銀行口座に振り込みます。
- ⑥受入機関から請求される外貨建ての取消料は、受入機関から当社へ取消料 の通知のあった日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行 が発表する電信売相場(TTSレート)を用いて円に換算します。

第8条 契約の変更(プログラム開始前)

- ①申込み後、申込日から起算して9日目以降に、申込者の都合あるいは当社の 責によらない事由により、受講校、プログラム参加の都市や地域の変更、 受講開始日の変更をご希望の場合、変更手数料として1件の変更につき 7,700円(税込)を申し受けます。ただしお申込された開始予定日を180日以 上延期される場合、および予定時期未定で延期される場合は、契約の解除(取 消)とみなし「第10条契約の解除」が適用されます。
- ②また上記①の変更に伴い受入機関から別途変更手数料、取消料、手配料などを請求される場合は、上記変更手数料に追加して申込者にご負担頂きます。これらの費用が外貨建ての場合は「第5条費用3」に従って円換算します。
- ③ただし「第10条免責事項①(a), (b), (c), (d)」の事由により申込先や受講時期などを変更される場合はこの変更手数料は請求しません。

第9条 契約の変更(プログラム開始後)

- ①プログラム開始後に、コース/プログラム変更・受講期間の短縮や延長を希望される場合、申込者本人が当該受入機関等と相談して手続きを行うものとします。当社は申込者の要望があった場合手続きのサポート・代行を承ることがありますが、その場合は変更手数料7,700円(税込)を申し受けます。
- ②当該受入機関等が変更を受け付けて当社を通じて返金することになった場合は、当該受入機関等から当社への返金が確認された日または当社に返金額の正式な通知のあった日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行が発表する電信買相場(TTBレート)を用いて円に換算し、変更手数料7,700円(税込)および銀行振込手数料を差し引いた金額を申込者指定の日本の銀行口座に返金します。
- ③当該受入機関等が変更を受け付けて当社を通じて追加費用を支払うことになった場合は、その旨の連絡を当社が受けた日の週の月曜日(銀行休業日の場合はその後の銀行営業日)の三菱UFJ銀行が発表する電信売相場(TTSレート)に1.05を乗じたレートを用いて円に換算し、海外送金手数料(一件につき5,000円)および変更手数料7,700円(税込)を加えた金額を申込者または保護者に請求します。

第10条 免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム 内容が変更されたり、参加ができなくなった場合については一切の責任を 負いません。尚、以下の事由(ただし、(a)、(b)、(c)、(d) は除く)によりプ ログラムを開始前に中止する場合もこの約款で規定している取消料を申し 受けます。
- (a)ご希望の受入機関がすでに定員に達していて入学できなかった場合。
- (b)ご希望の受入機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。
- (c)現地受入機関の手続き上の問題や事情により入学書類などの到着が遅れ、 予定の期日にプログラムを開始できなかった場合。
- (d)現地受入機関の事情により授業内容、授業時間などが変更された場合。
- (e)天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、 当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命 令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込 者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その他不可抗力による 場合。
- (f)当社のご案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せずプログラムの開始や継続が不可能となった場合。
- (g)申込者が本約款に違反した場合。
- ②当社は、プログラム開始後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、当社にお支払い済みの費用は返金されません。
- (a)受入機関等の事情により、授業内容や日時、コース/プログラム参加の条件、 費用、などが変更された場合。
- (b)申込者の通信環境(WiFi、インターネット回線等)の不具合により、プログラム参加に支障があった場合などの損害。
- (c)申込者の故意、過失、法令・公序良俗や受入機関等の規則、当社約款の規 定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を 被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。
- (d)その他、当社の責によらない事由によりプログラム期間中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第11条 当社からの解約事由

以下のような事由が発生した場合、当社は当留学プログラム契約を解約する ことができるものとします。なおその場合「第7条契約の解除」に規定の取消 料を申し受けます。

- ①申込者が当社に提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明
- ②病気、その他の事由により、申込者がプログラムに参加、あるいは続行することが困難または不適切であると当社あるいは受入機関などが判断したとき。
- ③申込者またはその関係者が、プログラムに関係する他の学生、学校関係者 などに迷惑を及ぼしたり、プログラムの円滑な運営を妨げたとき、またそ の可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- ④天変地異、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公署の命令 その他当社の責に帰さない事由によりプログラムの実施が不可能になり、 又は不可能になる可能性が極めて高いと当社が判断したとき。
- ⑤申込者が、当社から案内した手続きに必要な書類などを当社指定の期日までに送付しないとき。
- ⑥申込者が所在不明、あるいは長期にわたり連絡不能となったとき。
- ⑦申込者が、当社指定の期日までに費用を支払わないとき。

第12条 授業に関する注意事項

- ①受入機関は単に授業を提供するだけではなく、海外の文化・相互理解・国際交流の促進などを趣旨とした授業・アクティビティを行います。
- ②文化や考え方の違い、現地の事情のために、授業内容が必ずしも参加者の 希望しているものと一致しないこともあり得ますが、参加者自身の積極的 な姿勢や考え方が必要な場合も多くあります。国際交流の趣旨を踏まえて、 自身の視野を拡げるよう、柔軟な姿勢で対処するよう心がけて下さい。
- ③受入機関が提供する研修内容などは現地の事情により予告なく変更される ことがあります。

第13条 録画や写真に関する注意事項

①スタッフが授業の様子を撮影・録画することがあります。撮影・録画した 写真やビデオなどは、パンフレットなどの広報資料に使用することがあります。

- ②参加者から提供を受けた感想文や写真などの資料も同様に広報資料に使用 することがあります。
- ③上記の写真やビデオ、感想文などの広報資料での使用に同意されない旨お申し出があった場合、ECCではできるだけご要望にお応えするように留意しますが、参加者全員での集合写真などご要望にお応えできないこともあります。

第14条 個人情報の取り扱いについて

お知らせ頂いた個人情報は、(株)ECCが管理しECCグループ内で共同利用いたします。取得した個人情報は厳重に取り扱い、下記の目的以外では利用いたしません。

- ①お知らせ頂いた個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、 お申込みのプログラムにおいて受入機関などの提供するサービスの手配お よび受領のための手続きに必要な範囲で利用します。
- ②上記の個人情報はお申込みのプログラムの手配に必要な範囲で受入機関に 提供します。
- ③(株)ECC及びECCグループのサービス・商品についてのご案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けすることがございます。これらECCグループからのご案内が不要な場合、お申し出頂くことで差し止める手続きを行います。
- ④個人情報を元に、特定の個人を識別できない統計情報を作成し、(株)ECC 並びにECCグループが利用します。
- ⑤取得した個人情報をお客様の同意なしに、ECCグループ・業務委託先・上記の運送機関・宿泊機関・受入機関以外の第三者に提供することはありません。ただし法令などで開示を求められた場合を除きます。

〈共同利用する個人情報の項目〉 参加申込書や今後ご提出頂く書類などにご記入頂いた情報、あるいは電話や電子メールでお聞きした情報。

〈共同利用する範囲〉ECCグループ各社[(株)ECC,(株)総合情報センター、 (株)ECC予備校、(株)ECCラーニング、学校法人山口学園]

〈ECCグループでの利用目的〉ECCグループの商品・サービスについてのご 案内及びアンケートなどを郵送・電子メール・電話などでお届けする。

〈当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称〉 ECC海外留学センター本部

TEL: 06-6352-7144

受付時間:11:00~19:00(月~土、日・祝・臨時休業日除く)

第15条 苦情相談窓口

ECC海外留学センターのプログラムなどに関する苦情や相談は以下までご連絡下さい。

ECC海外留学センター本部:〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル8F 06-6352-7144

受付時間:11:00~19:00(月~土、日・祝・臨時休業日除く)

第16条 裁判管轄

本約款に関連し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡 易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。